

## 町長のメッセージ

福岡県は8月に発動していた「福岡コロナ警報」を10月8日に解除し、「社会全体で感染防止対策を図りながら社会経済活動のレベルを上げていく」としています。芦屋町におきましては、第1弾から今回の第5弾まで、29事業の独自支援策を行ってまいりました。この中には、プレミアム率を30%に引き上げた商品券を発行したり、65歳以上の方や18歳までの子どもたちに生活応援としてそれぞれ1万円の商品券を給付したりしています。さらに今年度、出生した子どもの保護者に「あしやっ子応援」として5万円の商品券の給付も行っています。これらはできるだけ町内の商店や事業所を利用していただきたいという思いからです。

今回、支援策の一つとして「芦屋町新型コロナウイルス感染防止宣言ステッカー」を作成しました。町内の飲食店で適切な感染対策を実施している店舗に配付するようにしています。各店舗の事業主の方は、利用者の方々の安全な店舗選びの目印となるよう、このステッカーの活用をお願いします。

町民の皆さま、感染対策が行われている町内の店舗や事業所を積極的に利用しましょう。事業主の皆さま、適切な感染対策を行い、利用者が安心して来店できる店づくりをお願いします。

今冬、季節性インフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行が懸念されています。芦屋町では、重症化リスクが高いと言われる65歳以上の方や18歳までの子ども、妊婦、さらに町内の医療機関や福祉施設などにお勤めの方を対象にインフルエンザ予防接種の助成も行っています。かかりつけの医療機関などにご相談いただき、予防接種を行ってください。

新型コロナウイルスは、私たちの直ぐそばに居ます。遠賀郡内においても10月以降、感染者が確認されています。これからも、マスク、手洗い、人との距離、三密の回避など感染予防対策の徹底をお願いいたします。

令和2年10月30日

芦屋町長 波野茂丸

## 1 芦屋町大学生等生活応援給付金給付事業

# 大学生など1人につき10万円

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、大学など(注1)で学ぶ学生の日常生活が大きく制限されているため、大学生など1人につき10万円を給付します。

●**給付対象者** 下記の①～④のすべての条件を満たす人。

①令和2年10月1日(以下「基準日」という。)現在、大学などに在籍し、給付金の申請日において引き続き大学などに在籍している人。 ※定時制高校などの勤労学生を含む。

②平成4年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人。

※定時制高校などの勤労学生の場合は、平成4年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人。

③基準日より前に芦屋町内に住民登録があった人、または基準日において芦屋町内に住民登録がある人。

④父母など(注2)が基準日において芦屋町内に住民登録があり、給付金の申請日において引き続き芦屋町内に住民登録がある人。

注1:大学などとは、学校教育法第1条に規定する大学、短大、大学院、高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校(専門課程)、各種学校(専門課程)などです。大学進学などを目的とする予備校を除きます。

注2:父母などとは、大学生などが加入する公的医療保険の被保険者またはその配偶者です。

●**給付額** 大学生など1人につき10万円

●**申請及び給付方法** 申請書を記入の上、①支給要件確認同意書、②在学証明書(原本)、③公的医療保険証の写し、④通帳の写しを添付し、申請してください。感染症予防のため、できるだけ郵送による申請をお願いします。受付後順次、申請口座へ振り込みを行います。

※申請書などは、町のホームページからダウンロードできます。また、芦屋町教育委員会学校教育課窓口(芦屋町役場3階)でも配付しています。

※定時制高校などの勤労学生の場合、雇用証明書などの提出が必要となります。

※申請に関して不明な点は、町のホームページでQ&Aをご覧ください、お問い合わせください。

●**申請期間** 令和2年11月2日(月)から令和3年1月29日(金)まで ※17時必着。

〈申請書送付先及び問い合わせ〉

〒807-0198 芦屋町幸町2番20号 芦屋町教育委員会 学校教育課 学校教育係 電話:223-3547

## 2 芦屋町お米購入補助券給付事業

# 1世帯あたり2千円分のお米購入補助券

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に鑑み、米の消費拡大および町民の家計負担軽減を目的として、2,000円分のお米購入補助券を配布します。

●**給付対象者** 令和2年10月31日に、芦屋町に住民登録がある世帯(自衛隊営舎内居住者を除く)。

●**給付額** 1世帯あたり2,000円(お米購入補助券1,000円×2枚)

●**配布方法** 11月中旬頃から順次「ゆうパック」でお届けします。配布完了まで2週間程度を要します。

※受領を辞退される人は11月9日までにご連絡ください。

### 芦屋町お米購入補助券取扱店募集

事業実施に伴い、芦屋町お米購入補助券取扱店を募集します。詳細は11月1日号広報あしや25ページをご覧ください。

〈問い合わせ〉産業観光課 農林水産係 電話:223-3544

### 3 芦屋町公共交通利用促進事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、公共交通の利用が大幅に減少しています。このような状況が続くと更なるバス路線の減便やタクシー事業所の廃業など皆さんの生活の足である公共交通の存続自体が危うくなります。減少した公共交通の利用促進を図るため、プレミアム率100%の乗車券などの販売を行います。

- **事業内容**
    - 芦屋タウンバス・北九州市営バス共通乗車券 限定500冊  
販売価格5千円で乗車券1万円分(100円乗車券×100枚)  
※北九州市営バスのひまわりバスカードとの併用はできません。 ※おつりは戻ってきません。
    - タクシー初乗り利用券 限定500冊  
販売価格5千円で初乗り利用券1万円相当分(15枚)  
※初乗り料金は主に680円 ※北九州タクシー協会加盟全事業所で利用可能 ※1度に2枚以上の使用は不可
  - **購入限度** お一人様各々2冊まで
  - **使用期限** 令和4年3月31日まで
  - **対象者** 町内居住者  
※販売時に運転免許証などで居住地の確認をします ※代理人への販売は行いません。
  - **販売日** 令和2年12月15日(火)から完売する日までの平日  
9時から17時まで  
※令和2年12月20日(日)は9時から12時まで販売します。ただし、販売冊数が完売となった場合は販売は行いませんので、ご了承ください。販売状況について、芦屋町ホームページでご確認いただくか、電話でご確認の上、役場までお越しください。
  - **販売場所** 役場1階ロビー
- 〈問い合わせ〉 環境住宅課 地域振興・交通係 電話:223-3539

### 4 家庭用ごみ袋配布支援事業

## 全世帯にごみ袋20枚分の引換券

年末年始も外出を控える人が増えると予測されます。そのため、家庭ごみの排出量も増加することから、町民の負担軽減を図るため、家庭用ごみ袋引換券を配布します。

- **配布対象者** 令和2年10月31日に芦屋町に住民登録がある世帯(自衛隊営舎内居住者を除く)。
- **配布物** もえるごみ(大)、もえるごみ(小)を各1ロール(各10枚)
- **配布期間** 令和2年12月1日(火)から令和3年2月28日(日)まで
- **配布方法** 11月下旬頃、ご家庭へ圧着はがきの「家庭用ごみ袋引換券」を郵送しますので、引換協力店舗に持参し交換してください。 ※引換協力店舗は、引換券に記載しています。

〈問い合わせ〉 環境住宅課 環境・公園係 電話:223-3538

### 5 新型コロナウイルス感染防止宣言ステッカー

アッシーを使った「新型コロナウイルス感染防止宣言ステッカー」を制作しました。感染防止対策を実施し、県の感染防止宣言ステッカーを取得されている町内の飲食店に配付します。ステッカーが届きましたら、店舗にて掲示していただき、お客様への周知にご活用ください。

〈問い合わせ〉 産業観光課 商工観光係 電話:223-3542





## 6 町内飲食店新型コロナウイルス感染防止対策助成金助成事業

# 1店舗あたり5万円上限

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立を図るため、店舗の感染防止対策に必要な物品購入を行う町内の飲食店に対し、町内飲食店新型コロナウイルス感染防止対策助成金を交付します。

- **助成対象者** 町内において飲食店を営業する事業者で下記のいずれにも該当する人。
  - ①町内において営業の実態があり、申請日時点において飲食店もしくは接待を伴う飲食店などを運営していること。
  - ②「福岡県飲食店向け新型コロナウイルス感染症対策助成金」もしくは「福岡県接待を伴う飲食店等向け新型コロナウイルス感染防止対策助成金」の交付を受けていること。
  - ③暴力団などの反社会的勢力との関係を有していないこと。
- **助成額** 令和2年4月1日から令和2年12月31日までの期間に感染防止対策となる対象物品（県同様）の購入を行った場合、県からの助成金額を除いて、1店舗あたり5万円を上限に助成を行います。なお、複数店舗を有する場合は10万円を上限とし、申請は1回限りとします。
- **必要書類**
  - ①申請書
  - ②「福岡県飲食店向け新型コロナウイルス感染症対策助成金」もしくは「福岡県接待を伴う飲食店等向け新型コロナウイルス感染防止対策助成金」の決定通知書
  - ③感染防止対策として購入した対象物品の領収書
  - ④振込口座確認書類（通帳の写し）
  - ⑤その他、助成するために必要と町が求める書類
- **申請期間** 令和2年11月2日（月）から令和3年2月15日（月）まで

※詳細は、町ホームページなどでご確認ください。

〈問い合わせ〉産業観光課 商工観光係 電話：223-3542

## 7 図書除菌機整備事業

新型コロナウイルス感染症対策として書籍を除菌し図書の衛生管理を行うため、芦屋町図書館内に図書除菌機を設置します。

- **図書除菌機の仕組み**…開いた状態の本に30秒間紫外線を照射し、ページの中まで殺菌します。同時に消臭し、送風でページ間のほこりや髪の毛なども取り除きます。

〈問い合わせ〉生涯学習課 公民館・文化係（中央公民館） 電話：222-1681

## 8 公共施設手洗い台水栓の自動化事業

公共施設の衛生環境を充実させて新しい生活様式を実践するため、公民館や社会体育施設などのトイレ手洗い台水栓の自動化を行います。

〈問い合わせ〉生涯学習課 社会教育係 電話：223-3546